

令和7年1月22日

環境局産業廃棄物対策課

## 令和7年度雑草等除去業務委託に係る申込書の提出を求める公示

### 当該公募の趣旨

本市では、「あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例」に基づき、市内のあき地等（民有地）の管理者から委託を受けて、当該あき地等における雑草等の除去を行っております。

ついては、本市から、下記の業務について受託を希望する事業者を募集します。

なお、本市物品等供給資格を有し、かつ取扱品目に「草刈」を登録している事業者に限ります。また、業務の性質上、事業者が障害者就労施設等は障害者就労支援、これ以外を一般と区分します。

ご不明な点、質問等は、下記問い合わせ先まで連絡くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 業務の概要

##### (1) 業務名

令和7年度雑草等除去業務委託（一般）

令和7年度雑草等除去業務委託（障害者就労支援）

##### (2) 業務内容

ア 雑草等の除去

イ 除去した雑草等の撤去及び処理

ウ 工期は1箇所につき、一般は原則2週間、障害者就労支援は原則3週間

#### 2 業務履行場所（対象）

本市の発行する委託書に定める場所（北九州市内に限る）

#### 3 応募要件

##### (1) 基本的要件

ア 役員等が、北九州市暴力団排除条例第6条により、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という）第2条第2号に規定する暴力団をいう）または暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

イ 北九州市物品供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第6条1項の有資格者名簿に記載されており、かつ取扱品目に「草刈」を登録している事業者であること

ウ 有資格業者名簿に記載されている本店所在地（又は受任地）が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止されている期間中でないこと

(2) 基本的要件以外の要件

- ア 一般は過去3年以内に本市が発注した草刈り、伐採等の作業実績があること。  
障害者就労支援は過去3年以内に草刈り、伐採等の作業実績があること
- イ 再委託を行うことなく業務の遂行が可能であること

4 委託期間（予定）

令和7年4月中旬から令和8年3月31日まで

5 委託料

令和7年4月1日公示（予定）

※参考

令和6年度実績は、単価1平方メートルにつき120円（処分費、消費税含む）。

6 手続き等

(1) 問い合わせ先

北九州市小倉北区城内1番1号

環境局産業廃棄物対策課除草指導担当係 野中・村上

電話番号 582-2177 FAX 582-2196

(2) 申込書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和7年2月3日から令和7年2月14日まで（閉庁日を除く。）の毎日、  
8時30分から12時まで及び13時から17時15分まで

イ 交付場所

(1)に同じ

ウ 交付方法

交付場所において直接配布

※配布の際、事業説明のため15分ほどの時間を要します

(3) 申込書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年2月3日から令和7年2月14日まで（閉庁日を除く。）の毎日、  
8時30分から12時まで及び13時から17時15分まで

イ 提出場所

(1)に同じ

ウ 提出方法

応募者は、「申込書」に「3 応募要件(2)アを満たすことを証する書類（発注伝票・領収書等の一部等）」、「保有車両及び保有用具一覧表」を添付し、  
提出期限までに持参又は郵送にて提出すること（提出期間内に必着）

(4) 審査期間

令和7年2月15日から令和7年2月27日まで

(5) 審査結果通知方法

令和7年2月28日以降、書面にて通知